

宇都宮市SDGs人づくりプラットフォームロゴマーク使用規約

1 本規約について

この規約は、宇都宮市SDGs人づくりプラットフォームが作成するロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めたものです。

2 種類

ロゴマークの種類は下記のものです。

(1) 公式ロゴマーク

〔カラーの場合〕



〔グレースケールの場合〕

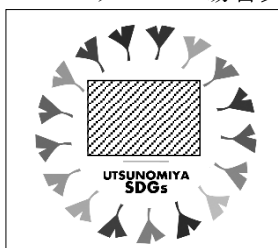


(2) 会員活用ロゴマーク

〔カラーの場合〕



〔グレースケールの場合〕



※ 公式ロゴマークデザインの、中央の宇都宮市SDGs人づくりプラットフォームの名称（）部分に、会員が希望する内容（企業・団体名や取組等）を記載するものです。

※ 文字部分（「UTSUNOMIYA SDGs」含む）の色は黒又は白とします。

3 使用の範囲

ロゴマークを使用できるのは、次に定める方に限ります。

- ・ 宇都宮市SDGs人づくりプラットフォーム会員企業・団体等
- ・ 報道機関（報道目的で使用する場合に限り）

4 使用方法

ロゴマークを使用する場合は、次の事項を遵守してください。

- ・ ロゴマークを拡大・縮小することは可能ですが、形状・色彩等の変更はしないでください。
- ・ 背景が有彩色や写真の場合、ロゴマークデザインの色彩が明確に認識できるよう、複雑な絵柄は避けて背景のコントラストが保てる箇所に配置してください。

〔誤った使用例〕



変形しない



色の変更をしない



イチョウの輪郭が不明瞭になる背景は不可

5 会員活用ロゴマークの使用について

(1) 使用申請

「会員活用ロゴマーク」の使用を希望する場合は、宇都宮市SDGｓ人づくりプラットフォームロゴマーク使用許可（変更）申請書（様式第1号）を宇都宮市SDGｓ人づくりプラットフォーム運営本部長（以下、「本部長」という。）に提出してください。

(2) 使用許可

本部長は申請書を受理したときは、その可否を決定し、宇都宮市SDGｓ人づくりプラットフォームロゴマーク使用（変更）許可書（様式第2号）により申請者に通知します。

(3) 許可基準

本部長は、申請について、SDGsの推進に寄与するものである場合は「会員活用ロゴマーク」の使用を許可します。

(4) 使用内容の変更等

申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに宇都宮市SDGｓ人づくりプラットフォームロゴマーク（変更）申請書（様式第1号）により本部長に報告してください。

本部長は、変更申請について適当と認めたときは、宇都宮市SDGｓ人づくりプラットフォームロゴマーク使用（変更）許可書（様式第2号）により申請者に通知します。

(5) 使用状況の報告

有料の事業及び製作物等に「会員活用ロゴマーク」を使用した場合は、宇都宮市SDGｓ人づくりプラットフォームロゴマーク使用状況報告書（様式第3号）により前年度の実績を報告してください。

(6) 使用の終了

「会員活用ロゴマーク」の使用を終了する場合は、宇都宮市SDGｓ人づくりプラットフォームロゴマーク使用終了報告書（様式第4号）により報告してください。

(7) 使用許可の取消

本部長は「会員活用ロゴマーク」の使用に関して、不適切な使用を行っているとは判断する場合は使用許可の取消を命ずることがあります。

6 禁止事項

以下の場合には、ロゴマークを使用することができません。

- (1) 宇都宮市SDGｓ人づくりプラットフォームの趣旨に反する場合
- (2) 法令または公序良俗に違反する場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) ロゴマークを再配布（二次配布）、公開、販売する場合
- (5) ロゴマークを使用して作成した製作物を商標登録する場合
- (6) 不当利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- (7) 特定の個人または団体の売名に利用されるおそれがある場合
- (8) 提供する商品やサービスの品質を担保・保証するものとして使用されるおそれがある場合
- (9) その他宇都宮市SDGｓ人づくりプラットフォームが不適当と認めた場合

7 使用料

ロゴマークの使用料は無料とします。

8 事故・苦情の処理

ロゴマークの使用に起因した事故・苦情については，使用者の責任において必要な措置を講じてください。

9 使用の差し止め

本規約に反しロゴマークを使用した場合，使用の差し止めなどを行う場合があります。

附 則

この規約は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は，令和4年3月25日から施行する。